

石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、本市の良好な景観形成を図るために建築物等の修景事業等に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 修理 歴史的建造物の特性維持のために、石岡市街並み修景ガイドラインに定める修理基準に基づき行う行為をいう。

(2) 修景 良好な街並み景観の形成を図るために、歴史的建造物以外の建築物を石岡市街並み修景ガイドラインに基づき新築，増築，改築，移転，修繕，模様替え又は色彩変更する行為をいう。

(3) 歴史的建造物 次に定めるものをいう。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物

イ 茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）第4条第1項の規定により指定された建造物

ウ 石岡市文化財保護条例（平成17年石岡市条例第93号）第4条第1項の規定により指定された建造物

エ 文化財保護法第57条第1項の規定により登録を受けた建造物

オ その他市長が適当と認める建造物

(4) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律5第180号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

（補助対象者）

第3条 この補助金の補助対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 建築物等を所有する個人，法人又は団体

(2) 建築物等の修理又は修景を行うことについて所有者から承諾を得ている個人，法人又は団体

（補助対象区域等）

第4条 この補助金の補助対象区域，補助対象物件，補助対象経費，補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。ただし，算出された補助額に1,000円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は，第14条第2項に規定する保守及び管理の期間につき1回限りとする。
(事業の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，住民参加型まちづくりファンド支援事業認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出し，事業の認定を受けなければならない。

(事業の認定)

第6条 市長は，前条の申請があったときは，これを石岡市景観調査委員会に付議し，当該委員会の審査を経て事業認定の是非を決定するものとする。

2 市長は，前項の決定をしたときは，住民参加型まちづくりファンド支援事業認定審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は，事業の認定に当たっては，必要な条件を付することができる。

(事業の認定基準)

第7条 前条第1項の審査は，次に掲げる基準に基づき行うものとする。

(1) 石岡市街並み修景ガイドラインの内容に適合し，良好な街並み景観の形成に資するものであること。

(2) 公益性，発展性，地域性，必要性等の観点からまちの魅力づくりや活性化に寄与するものであること。

(交付申請)

第8条 第6条第2項の規定により事業の認定を受けたものは，補助金の交付を受けようとするときは，住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は，前条の規定による申請を受けたときは，その内容を審査し，補助金を交付することに決定したときは，住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は，補助金の交付決定に当たっては，必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、当該決定に係る事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときには、速やかに、住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の金額が確定した後、補助事業者から補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に決定した補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を補助対象経費以外に充当したと認めるとき。
- (2) 偽りの申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) この告示の内容に違反したとき。
- (4) その他市長の指示又は条件に従わなかったとき。

（被補助物件の保守及び管理）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた建築物等（以下「被補助物件」という。）の保守及び管理に努めなければならない。

2 被補助物件の保守及び管理の期間は10年とする。

3 補助事業者は、前項の期間内は、被補助物件を他の者に貸し付け、若しくは譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

4 補助事業者は、第2項の期間内は、被補助物件を除却し、又は形状を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りではない。

（関係書類の保管等）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業補助完了の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(報告等)

第16条 市長は、補助金の交付に関して必要があるときには、申請者、補助事業者等に対して報告を求め、当該申請に係る書類その他必要な事項を調査し、又は必要な指示をすることができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象区域	補助対象物件	補助対象経費	補助率	補助限度額
石岡市中心市街地活性化基本計画区域（国道355号又は県道石岡停車場線沿線）	歴史的建造物	1 外観の修理経費（保存上、構造耐力上必要な部分の修理・補強に要する経費を含む。） 2 設計費及び監理費	補助対象経費の9/10以内	500万円
	非歴史的建造物	1 外観の修景経費（新築を含む。） 2 設計費及び監理費	補助対象経費の4/5以内	300万円
	設備	外観の修理又は修景と併せて行う、建築設備の設置、改修等の経費（店舗に限る。）	補助対象経費の4/5以内	100万円
	門、塀	1 外観を修景する経費 2 設計費及び監理費	補助対象経費の4/5以内	100万円
	広告物	1 外観を修景する経費 2 設計費及び監理費	補助対象経費の4/5以内	50万円
	自動販売機	外観を修景する経費	補助対象経費の4/5以内	20万円
先導的な景観形成地区（フルーツライン沿線）	建築物	1 外観を修景する経費（店舗に限る。新築を含む。） 2 設計費及び監理費	補助対象経費の4/5以内	300万円
	設備	外観の修景と併せて行う、建築設備の設置、改修等の経費（店舗に限る。）	補助対象経費の4/5以内	100万円
	広告物	1 外観を修景する経費 2 設計費及び監理費	補助対象経費の4/5以内	50万円
	自動販売機	外観を修景する経費	補助対象経費の4/5以内	20万円
市内全域	景観重要建造物	1 外観を修理する経費（保存上、構造耐力上必要な部分の修理・補強に要する経費を含む。） 2 設計費及び監理費	補助対象経費の9/10以内	500万円